

命令等の案

カルプロパミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 (案) ppm	現行基準 ppm
米	1	1
小麦		0.1
大麦		0.1
ライ麦		0.1
とうもろこし		0.1
そば		0.1
その他の穀類 ²		0.1
大豆		0.1
小豆類		0.1
えんどう		0.1
そら豆		0.1
らつかせい		0.1
その他の豆類 ³		0.1
ばれいしよ		0.1
さといも類		0.1
かんしよ		0.1
やまいも		0.1
こんにやくいも		0.1
その他のいも類 ⁴		0.1
てんさい		0.1
さとうきび		0.1
だいこん類の根		0.1
だいこん類の葉		0.1
かぶ類の根		0.1
かぶ類の葉		0.1
西洋わさび		0.1
クレソン		0.1
はくさい		0.1
キャベツ		0.1
芽キャベツ		0.1
ケール		0.1
こまつな		0.1
きょうな		0.1
チンゲンサイ		0.1
カリフラワー		0.1
ブロッコリー		0.1
その他のあぶらな科野菜 ⁵		0.1
ごぼう		0.1
サルシフィー		0.1
アーティチョーク		0.1
チコリ		0.1
エンダイブ		0.1
しゅんぎく		0.1
レタス		0.1

カルプロパミド(つづき)

食品名	残留基準値 (案)	現行基準
	ppm	ppm
その他のきく科野菜 ⁶		0.1
たまねぎ		0.1
ねぎ		0.1
にんにく		0.1
にら		0.1
アスパラガス		0.1
わけぎ		0.1
その他のゆり科野菜 ⁷		0.1
にんじん		0.1
パースニップ		0.1
パセリ		0.1
セロリ		0.1
みつば		0.1
その他のせり科野菜 ⁸		0.1
トマト		0.1
ピーマン		0.1
なす		0.1
その他のなす科野菜 ⁹		0.1
きゅうり		0.1
かぼちや		0.1
しろり		0.1
すいか		0.1
メロン類果実		0.1
まくわうり		0.1
その他のうり科野菜 ¹⁰		0.1
ほうれんそう		0.1
たけのこ		0.1
オクラ		0.1
しょうが		0.1
未成熟えんどう		0.1
未成熟いんげん		0.1
えだまめ		0.1
マッシュルーム		0.1
しいたけ		0.1
その他のきのこ類 ¹¹		0.1
その他の野菜 ¹²		0.1
みかん		0.1
なつみかんの果実全体		0.1
レモン		0.1
オレンジ		0.1
グレープフルーツ		0.1
ライム		0.1
その他のかんきつ類果実 ¹³		0.1
りんご		0.1

カルプロパミド(つづき)

食品名	残留基準値 (案)	現行基準
	ppm	ppm
日本なし		0.1
西洋なし		0.1
マルメロ		0.1
びわ		0.1
もも		0.1
ネクタリン		0.1
あんず		0.1
すもも		0.1
うめ		0.1
おうとう		0.1
いちご		0.1
ラズベリー		0.1
ブラックベリー		0.1
ブルーベリー		0.1
クランベリー		0.1
ハックルベリー		0.1
その他のベリー類果実 ¹⁴		0.1
ぶどう		0.1
かき		0.1
バナナ		0.1
キウイ		0.1
パパイヤ		0.1
アボカド		0.1
パイナップル		0.1
グアバ		0.1
マンゴー		0.1
パッションフルーツ		0.1
なつめやし		0.1
その他の果実 ¹⁵		0.1
ひまわりの種子		0.1
ごまの種子		0.1
べにばなの種子		0.1
綿実		0.1
なたね		0.1
その他のオイルシード ¹⁶		0.1
ぎんなん		0.1
くり		0.1
ペカン		0.1
アーモンド		0.1
くるみ		0.1
その他のナッツ類 ¹⁷		0.1
茶		0.1
コーヒー豆		0.1
カカオ豆		0.1

カルプロパミド(つづき)

食品名	残留基準値 (案) ppm	現行基準 ppm
ホップ		0.1
その他のスパイス ¹⁸		0.1
その他のハーブ ¹⁹		0.1
魚介類	0.6	

参考

1. 残留基準値(案)又は現行基準の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。
2. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワーブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チオリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。
11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

14.「その他のベリー類」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

15.「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

16.「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

17.「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

18.「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

19.「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。